

工事名：北新町一丁目地区配水管耐震化(その1)工事

質問	回答
<p>破損防止テープ設置について ・破損防止テープ設置が明記されておられませんがこのようにお考えですか。</p>	<p>φ150、φ100離脱防止金具破損防止テープ設置工の計上に不備があるため、受注者決定後に受注者と協議します。なお、積算については、内訳書の数量に基づき行ってください。</p>
<p>県道歩道部施工について ・県道については10月18日までに施工完了とありますが、下記に挙げた質問等を考慮すると18日までに完了させることが困難と予想されます。その場合、県道完了日を考慮して頂けるのですか。</p>	<p>本工事の施工内容と県道の舗装復旧工事の工程を考慮し条件を明示しております。 なお、受注者と沿線住民及び事業所との協議により制約が生じた場合や、予見できない事象が発生した場合には受注者とその対応について協議をします。</p>
<p>県道歩道部施工について ・県道の占用許可はおっていますか。また県との事前協議はお済みでしょうか。</p>	<p>道路掘削許可についての事前協議、申請書の提出を行っており、着手までに許可が下りる予定です。</p>
<p>県道歩道部施工について ・施工範囲内に自転車レンタルステーションがあります。施工期間中は移動または一時撤去して頂けるのでしょうか。現状のままでは施工に影響がでると思われれます。又、関係各位への協議に日数を要すると思われれますがどのようにお考えですか。</p>	<p>発注者からの工事説明は速やかに行いますが、詳細な協議説明は受注者の施工計画を踏まえ行う必要があります。その協議の結果、制約が生じた場合や、予見できない事象が発生した場合には受注者とその対応について協議をします。</p>
<p>県道歩道部施工について ・歩道には植え込みブロックが設置されております。掘削作業に支障となりうると思われれますがどのようにお考えですか。</p>	<p>植え込みブロックは工事に支障がないと考えておりますが施工上支障となる場合、受注者と協議します。</p>
<p>県道歩道部施工について 埋設物(ガス管等)の影響を受ける可能性がある為、試掘工の増加もありうると思われれますがその際に係る日数等の為に工事の進捗に影響がでると思われれますがどのようにお考えですか。</p>	<p>試掘については、埋設状況、切管の布設箇所を確認を考慮し、掘削1、掘削36、掘削56、掘削73付近で行うと設計しております。 設計の試掘箇所以外で、試掘が必要と考えられる場合は、工程への影響も含めその対応について受注者と協議します。</p>

質問	回答
<p>県道歩道部施工について</p> <p>・県道部完了までの日数が短い為、同時に何か所も掘削する場合、近隣企業、住民の方に迷惑をおかけして苦情等がでる恐れがあると思われませんがどのようにお考えですか。</p>	<p>受注者が確定後、水道課からの工事案内文、受注者からの工事案内文にて事前に周知を徹底し近隣企業、住民にお伝えさせていただきます。</p>
<p>県道歩道部施工について</p> <p>・施工部にスーパーがあります。スーパーへの説明は済んでいますか。済んでいないとすれば協議等に日数が要すると思われ。駐車場入り口封鎖や横入口の道路の通行止め等が考えられます。その為、場合によっては夜間施工等の当初施工以外の制約を受けることになる場合があると思われ。ますがどのようにお考えですか。</p>	<p>スーパーへの発注者からの工事説明は速やかに行いますが、詳細な協議説明は受注者の施工計画を踏まえ行う必要があります。その協議の結果、制約が生じた場合や、予見できない事象が発生した場合には受注者とその対応について協議をします。</p>
<p>市道部施工について</p> <p>・埋設物(ガス管等)の影響を受ける可能性がある為、試掘工の増加もありうると思われ。ますがその際に係る日数等の為に工事の進捗に影響がでると思われ。ますがどのようにお考えですか。</p>	<p>試掘については、埋設状況、切管の布設箇所を確認を考慮し、掘削1、掘削36、掘削56、掘削73付近で行うと設計しております。設計の試掘箇所以外で、試掘が必要と考えられる場合は、工程への影響も含めその対応について受注者と協議します。</p>
<p>工期について</p> <p>・近接工事として、他の配水管布設替工事がありますが町内、小学校等への説明、案内等は済んでいますか。済んでいない場合それに係る日数を要した場合進捗に影響があると思われ。ますがその場合は工期等、考慮して頂けるのですか。</p>	<p>小学校への事前説明は完了しております。地域住民への説明は受注者が確定後、町内会長を通じて、文書等で地域住民に周知します。なお、受注者と沿線住民及び事業所との協議により制約が生じた場合や、予見できない事象が発生した場合には受注者とその対応について協議をします。</p>
<p>上記のことから設計と実際の施工状況(工法・工期)に差異が生じてくると思われ。ますが、その都度協議、指示、変更等をしていただけるのでしょうか</p>	<p>設計と現場に差異があった場合は、その都度受注者と協議の上、指示いたします。</p>